

平成29年度実践型地域雇用創造事業における企画競争に係るQ&A

該当箇所	質問内容	回答
<p>仕様書 6(2)委託費で措置する経費及び必要経費概算書</p>	<p>経費に係る以下の要件について、年度毎に判断するのか3年度間合計で判断するのかご教示ください。 ○(管理費について)委託費総額の3割以内とする ○(事業推進員に係る経費について)総額の上限については、～委託費総額(消費税を除く。)の2割のいずれか低い方とする。 ○(就職促進メニューについて)基本経費中の事業費総額(消費税を除く。)の1割以内とする。 ○実践経費における人件費割合(消費税を除く。)が5割以上とする。</p>	<p>すべて3年度間合計の総額を基に算出することとなる(年度で算出するものは「年度」の記述あり)。 なお、必要経費概算書(各年度毎に作成)に割合の計算式が入っているが、これはあくまで参考として記載しているものであり、要件に合致しているかの判断は、「実践事業の年度別契約額と割合確認」の数値で行うこととなる。</p>
<p>採点基準 3. 雇用創造効果 (3)正規雇用の割合</p>	<p>正規雇用の割合の計算式をご教示ください。</p>	<p>「アウトカム目標数合計÷アウトカムのうち正規雇用(創業含む)の目標数」で算出することとなる。</p>
<p>実践型地域雇用創造事業に係る企画の評価について エその他(エ)</p>	<p>再応募の「1/2程度以上の見直し」要件において、成果物公開セミナーも含んで判断するのかご教示ください。</p>	<p>成果物公開セミナーは、雇用創出実践メニューを実施する場合、必須のセミナーとなるため、成果物公開セミナーは含まずに1/2以上となっているか確認することとなる。</p>